

神戸市プレミアム付電子商品券 登録店舗 募集要項兼利用規約

1 事業概要

コロナ禍における原油価格・物価高騰等に直面する市内事業者への支援として、消費喚起による市内経済の活性化をはかるとともに、キャッシュレス決済を促進するため、市内の小売店・飲食店等で利用できるプレミアム付電子商品券を発行します。

- (1) 名称 神戸市プレミアム付電子商品券 Ko-Pay
- (2) 発行元 神戸市
- (3) 発行額 39億円(販売額30億円、プレミアム分9億円)
- (4) 発行内容 総数60万セット、1セット6,500円を5,000円で販売
1円単位で利用可能(プレミアム分1,500円)
- (5) 発行形式 電子商品券(QRコード決済システム)※QRコードは株式会社デンソー
ウェブの登録商標です。
- (6) 申込期間 令和4年10月28日(金)～令和4年11月17日(木)
- (7) 販売期間 令和4年11月28日(月)～令和5年1月16日(月)
- (8) 利用期間 令和4年11月28日(月)～令和5年2月28日(火)
- (9) 販売対象者 神戸市内在住者
- (10) 購入限度 対象者1人あたり6セットまで
- (11) 販売方法 事前申込制(WEB)
- (12) 参加店舗 事前に申込み、登録された市内の店舗・事業所

2 商品券について

- (1) 商品券は参加店舗において利用期間内に限り利用可能とします。
- (2) 商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能とします。
- (3) 商品券の第三者への売買、現金との交換は禁止とします。
- (4) 商品券と現金との併用は可能です。
- (5) 店舗での取消処理が可能な期間は、「8 換金について(1)」に記載の締日の翌
銀行営業日の午前9時までとします
- (6) 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行元は責を負いません。
- (7) 商品券の不正使用が疑われる場合は、法的措置をとる場合があります。

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金・振込代金・振込手数料・保険料・電気・ガス・水道・電話料金等）、金融商品、土地・家屋、家賃・地代・駐車料（一時預かりを除く）などの不動産に関わるもの
- (2) 切手、商品券（ビール券・おこめ券・図書券・店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、官製はがきプリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要するもの
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (6) 各参加店舗があらかじめ対象外と指定するもの
- (7) 医療保険や介護保険等の一部負担金（保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む）
- (8) その他市が指定するもの

4 参加店舗の要件

参加店舗の要件は、市内に店舗または事業所がある事業者で、次の事業者以外とします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者
- (2) 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体
- (4) 市税等の滞納がある者
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる者
- (6) 公序良俗に反する営業を行う者
- (7) その他市が不適當であると認める者

5 参加店舗の遵守事項

- (1) 店舗であることが明確となるよう、販売ツール（ポスターやステッカー等）を利用者が

わかりやすい場所に掲示してください。

- (2) 利用者が使用する商品券について、決済を行って問題ないかの確認をしてください。
なお、アプリケーション（スマートフォンのブラウザで利用）の仕様が異なるなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券による支払いを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。あわせて、その旨をコールセンターに報告してください。
- (3) 決済ごとに適切に処理されたことを各店舗毎に用意される店舗用管理サイトで確認してください。
- (4) 商品返品の際に現金による返金はできません。また、誤決済が発生した場合は、取消処理を行ってください。取消処理の際に返金額が利用者のアプリケーション（ブラウザ利用）内の残高に反映したことを確認してください。
- (5) 使用期間中における物品の販売または役務の提供等の取引に使用された商品券のみ精算します。
- (6) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (7) 他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- (8) 神戸市プレミアム付電子商品券の運営にご協力ください。

6 誓約事項

- (1) 物品の販売または役務の提供なく商品券の利用を認めません。
- (2) 商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- (3) 商品券の利用期間中（令和4年11月28日～令和5年2月28日）は利用店舗として事業に参加し真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はしません。
- (4) 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- (5) 商品券の取扱に対して神戸市からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- (6) 店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（専用HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- (7) 登録する店舗は「4 参加店舗の要件」の(1)から(7)には該当しません。
- (8) 商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項兼利用規約に記載されている内容に同意し遵守します。

7 参加店舗申し込みについて

(1) 申込方法

登録を希望される店舗は「6 誓約事項」に同意の上、特設サイトより登録の申請を行ってください。

特設サイトURL

<https://www.ko-pay.jp>

(2) 申込期間

令和4年9月20日（火）から令和5年1月31日（火）

(3) 登録・承認

申込みのあった事業者については、発行元の審査を経て、参加店舗として承認します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合には、承認を取り消すことがあります。

① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合

② 発行元が承認を取り消すと判断した場合

なお、参加店舗として承認を受けた事業者に対しては、後日、店頭掲示用の参加店舗表示ステッカーなどの販促ツールを配布します。

8 換金について

物品の販売又は役務の提供などの取引において商品券により決済を行った登録店舗は、登録申請時に入金先の口座を指定してください。決済データにもとづき、月6回指定口座へ自動的に振込が行われます。

(1) 締日

毎月5日、10日、15日、20日、25日及び月末

(2) 振込予定日

締日の3営業日後を振込予定日とします。振込予定日と実際の入金日は、指定の金融機関によって前後する可能性があります。

9 参加店舗の取消等

この「募集要項兼利用規約」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消を行う場合があります。また、その違反行為により、損害が生じた際は損害賠償請求を行う場合があります。

10 その他留意事項

商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、参加店舗キットの「参加店舗マニュアル」を参照してください。「募集要項兼利用規約」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、発行元がその都度対応を決定します。なお、参加店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「神戸市プレミアム付電子商品券」ホームページ、その他の方法により広報します。

本事業用にデザインされた「電子商品券」の肖像使用を含む広報告知物の作成・掲出等については事前に届出が必要となります。発行元の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

附 則

この規約は、令和4年8月31日より施行します。

【問合せ先】

神戸市プレミアム付電子商品券 Ko-Pay コールセンター

- (1) 開設期間 令和4年9月9日から令和5年3月10日
- (2) 開設時間 9：00～17：00（土日祝日も開設）
（年末年始12月29日～1月3日は除く）
- (3) 電話番号 050-2018-6335
- (4) メールアドレス user-support@ko-pay.jp